

熊本教育新聞

学校を集団感染の場としないために —高教組と共に県教委へ緊急要請行動を行う—

県教組は高教組と共同で県教委に対して「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」を4月24日に行った。

この要請は、新年度になって再度の臨時休校となり、終息の見通しも立たない中、学校を集団感染の場としないためにも県の支援は欠かせないことから行ったもので、県教組からは杉田委員



杉田、青木各委員長から
國武教育理事へ要請書を手交

長・上杉書記長が、高教組からは青木委員長・石原書記長が出席し、県教委からは國武教育理事・西尾教育総務局長・井藤教育政策課長が出席した。

まず両委員長から國武教育理事に要請書を手渡し、青木委員長が両教組を代表して挨拶をした後、両書記長が要請の趣旨を説明した。その後、教育理事から要請書に対する回答があった。

回答の主な内容は
・マスク等の現物支給については国の経済対策予算を活用して購入予定
・学校施設との消毒については程度によっては業者委託も検討する
・全国学力調査全国体力調査は中止を決定

緊急要請の具体的内容

1 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な予算措置

- (1) 感染症対策を徹底するための人員配置や現物支給（マスク、消毒用アルコール、体温計など）のための予算措置を行うこと。
- (2) 学校施設等の消毒については専門業者による作業とし、教職員に行わせないための予算措置を行うこと。
- (3) 保護者の私費負担（修学旅行などの中止に伴うキャンセル料や給食費無償化等）の軽減を行うこと。

2 今後の学校運営について当面必要な措置

- (1) 学校現場が教育活動に集中できるよう、文科省の事業（全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査、指定研究）を中止し、諸調査の一層の削減・軽減を図るように国に対して求めること。また、教員免許更新講習については更新期間の延長を認めること。
- (2) 柔軟な教育課程編成を可能とすること。また、単なる時数あわせとしての土曜授業や長期休業の短縮等を行わないこと。
- (3) 教職員の感染防止の観点から、各学校の衛生委員会で具体的対策が図れるよう指導・助言を行うこと。
- (4) 児童生徒や教職員への感染リスクが高まる学校における集団フック洗口を当面行わないよう各学校を指導すること。
- (5) 当面する部活動の大会等については、関係団体との協議も行いながら、感染拡大防止の観点から中止や延期等の見直しも含めて検討すること。
- (6) 教職員の勤務時間は、新型コロナウイルス感染症対応があつたとしても36協定・上限指針を遵守するように各教育委員会・学校に対して指導すること。
- (7) 在宅勤務については、目的が新型コロナウイルス感染拡大防止ということを改めて周知し、全ての職種において実施できるよう管理職に対して指導すること。
- (8) 妊娠中の女性教職員については、休みやすい環境の整備、感染リスクを減らす観点からの在宅勤務や時差通勤の積極的な活用を促進等を行うこと。また、重症化するリスクが高い基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する教職員についても感染予防の観点から勤務について特段の配慮を行うこと。

・部活動の大会等については感染拡大防止の観点から

開催について検討する
・県教委としても子ども、教職員の安心安全の確保、子どもの学びの保障のため努力していく
等であった。
最後に、杉田委員長が、今回の要請行動への対応に謝意を示すとともに「組合も県教委も、子どもが楽しく学べる学校環境をつくり、

教職員が働きやすい職場環境をつくるという目的は一致しているので、今後も色々なことで協議の場を作っていただきたいと思います」
旨のまとめの挨拶を行った。



機関紙
発行所
熊本県教職員組合
熊本市中央区九品寺
1-11-4
☎096-372-1500
http://www.e-ktu.com
編集発行人・杉田正幸
定価 一部50円
(組合員の購読料は組合費に含む)

第129回熊教組定期大会 書面による議決にて開催

熊教組は五月二日土曜日、ウエブ会議による執行委員会を開催し、今年度の定期大会は書面議決による大会にすることを決定した。

これは、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための判断である。議案については教育新聞本号とともに各組員に送付する。今後は各支部での論議を経て、各支部代議員のもとへ届けられる書面議決書により議案が採択される。

なお、書面議決書の提出締め切りは6月13日15時である。その時点で議事録署名員が採択について確認し、議決については教育新聞

6月号で全組員に周知する予定である。

「学校再開後の時間外勤務を抑制するための労働条件改善」に関する「要求書」を熊本教組へ提出した。

熊教組は五月八日、県教委に対して「学校再開後の時間外勤務を抑制するための労働条件整備に関する要求書」を提出し早急な回答を求めた。要求の内容は以下の通りである。

1 授業時数と教材研究の時間を確保するために以下のようない点について検討するよう地教委を通して各学校を指導すること
(1) 他団体主催事業(自転車大会、童話

発表会、〇〇市音楽会、など)への参加を中止する。(2) 〇〇コンクール、〇〇フェスティバルなどへの作品提供や参加を行わない。

(3) 部活動の活動時間の縮減と日曜日の活動を停止する。(4) 全校集会や業間活動を削減する。(5) 修学旅行は実施可能な状況になれば実施するが、宿泊教室などの宿泊が伴う行事は中止する。

(6) 運動会、文化祭、学習発表会を中止し、授業参観で発表活動を重点的に行う。(7) 校内研を停止する。

2 週予定や日課の工夫を行うよう指導・助言すること(1) 土曜授業を行う場合、学年ごとに「週間に一回「家庭学習の日」(課

題を用意し授業時数に算入)を設定する。(2) 「家庭学習の日」にその学年担任を中心に土曜授業の代休を取る。

(3) 「時間の授業を小学校40分、中学校45分とする。

3 感染予防と教育活動に集中するための人材の確保を行うこと

(1) 毎日の消毒活動は業者委託なども含めて外部人材で行い、教職員に負担をかけるな

い。(2) 発熱のため保護者の迎えを待つ児童生徒の待機場所を保健室以外に準備し、見守りの人材を複数確保する。(3) 感染の危険が高まる給食時間の補助員や休み時間の見守り要員の確保をする。

4 その他、業務負担を軽減するために以

下の点について指導すること(1) 学校における集団フツ化物洗口を停止し、家庭における歯磨き指導を徹底する。(2) スクールバスを運行する学校においては教職員を添乗させない。(3) 再び臨時休校になった場合でも教育活動が継続できるように、「〇〇環境を早急に整備する。

文科省は夏休みの短縮や土曜授業の活用など例示する一方で標準時数の確保にとらわれなくてもよいとも通知している。

現在各支部では服務監督権者である地教委に対して同様の要求書を提出し交渉を行う準備をしている。組合員の皆さんの声を支部本部へ届けてほしい。

県人事委員会要請

四月二十七日、県庁人事委員会委員会室にて熊本県公務員労働組合共闘会議として県職労、高教組と共に要請行動を行った。例年五月から実施される民間給与実態調査が新型コロナウイルス感染症拡大のため延期となり、調査規模の縮小や正確さが危惧される。またコロナ対応で、今後ともこれまで以上に厳しい働き方をせざるをえない状況が予想される。人事委員会事務局の公務員課長に以下の様な点を要請した。



工藤公務員課長へ
要請書を手渡す 杉田
県公務員課長(県教組委員長)

賃金・手当について

○民間給与実態調査では、対象企業数や企業規模を縮小することなく、正確な調査結果に基づき勧告を行うこと。

○四月から導入された会計年度任用職員制度で「同一労働同一賃金」及び雇用確保の観点から給与、休暇制度の改善を図ること。

職場環境について

○女性活躍および仕事と家庭の両立実現のため、適正な人員配置および両立支援策の実施状況を調査し、具体的施策を示し、ワークルール、ハラスメントの防止策を確立すること。

○給特法の一部改正の法に基づく適正な勤務時間管理の確保や労安法に基づく安全衛生管理体制の整備等が行われるよう、労働基準監督機関としての職権を行使すること。

要請に対し、全国の民間給与実態調査は六月一日から行う予定であること、相談業務の充実等図りながら引き続き職場環境の改善に努めるとの回答を得た。今後、時期を見て人事委員会事務局長、人事委員会委員長と交渉をしていく予定である。

「被災児童生徒支援等事業」継続の要請

熊本地震から四年が経過したが、被災して未だ仮設住宅から通ったり、地震による精神的な不安を抱えたりしている子どもがいる。又、新型コロナウイルスで追い打ちをかけるように経済的に困窮した家庭もある。学校現場では現在国による就学支援等(補助率3分の2)事業をまだまだ必要としている現状を伝えるため、五月八日、岩田県議、高教組とともに県教育委員会へ行き、要請を行った。

熊本地震によって被災し、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学援助を保障するため引き続き2021年度以降も事業を継続し、就学支援に必要な予算確保を国へ要望すること。

竹中義務教育課長へ
要請書を手渡す



竹中課長 岩田県議 石原高教組書記長 竹田副委員長

人事委員会勧告

団体行動権(スト権)等労働基本権の一部が制約され、給与等勤務条件の改定に自ら関与できない地方公務員のため、第三者機関の人事委員会が県議会議長及び知事に対し、必要な見直しを求める制度。

親と子と教職員の

教育相談室より

相談員 河崎醇二

「親の愛情を盗む」

中二の尚子は、おとなしくて優しい子として成長した。ところが、中学生になってイライラしだし、時々母親の財布から二万円ずつ盗むようになった。愛情を持ってごく普通に育ててきたのに一体どうしたのだろうと両親は嘆いた。

尚子の二人の姉は勉強がよくでき、家の誇りだったようだ。尚子は勉強が苦手、中学生になってからは順番まではつきりわかり、いやでたまらなかった。両親は、姉妹間の比較になってはいけないと思い、尚子に「勉強はできなくても気にしなくていい。お父さんもお母さんも期待していないからいいんだよ。」と言いつづけてきた。それを尚子は比較されていると感じ親の財布から盗むことでSOSを発していたのだ。「金を盗んでいた」のではなくて実は「親の愛情を盗んでいた」のだと思われる。子育てではデリケートで難しい。

執行委員会をウェブで開催

今後の有効活用も視野に

県教組は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から年度当初からの会議をすべて中止をしていたが、5月2日にzoomを利用してウェブによる執行委員会を開催した。

前週に事前研修を行ってこの会議に臨んだが、ログインに手間取ったり、音声が出なかったりと若干のトラブルもみられた。

しかし、予定していた議題である

①今年度の定期大会につい



て②学校再開後の時間外勤務を増やさないとりくみについては、支部間の情報交換も行いながら、意思統一を図ることができた。(協議の詳細については2面を参照のこと)

次回6月6日の執行委員

公務員定年法案が今国会で成立も 働き方改革の更なる促進が必要

国家公務員の定年を65歳に段階的に引き上げる定年延長関連法案が4月16日の衆議院本会議で審議入りした。(マスクミが取り上げている検察官の定年延長はこの法案の一部)

法案の内容は、一般職の国家公務員の定年は現在60歳であるが、これを22年度から2年毎に1歳ずつ引き上げて30年度には65歳にするというもの。

この法案が成立すれば、

会も同様にウェブで開催予定であるが、議題が多いため、再ログインが必要となると思われる。

また、5月23日には厚生事業担当者会議もウェブ会議で行う準備を進めている。

コロナウイルス感染が落ち着いた後も、従来の集合しての会議を基本にしつつ、ウェブ会議を有効に利用して、効率的な組合活動を求めていく必要がある。

我々地方公務員の定年も同様の取扱いとなる。

今の学校の労働環境で65歳まで働き続けなければ定年を迎えられないとしたら、働き方改革を進めていかなければ、多くの教職員が若年退職となってしまいかも知れない。

勤務条件について当局と交渉できるのは登録を受けた組合だけである。働き方改革を推進するためにも未組織者に声掛けをしよう。

教員免許状更新講習 特例で 通信式講習が可能に

文部科学省の通知により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、今年度に限り教員免許状更新講習の方法が変更することができます。

その通知によると、講習を行う方法についてインターネット等を活用した形態(例:①テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔による講習 ②インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習 ③DVD等の記録媒体に録画した動画を用いた講習)によって実施することを可能とするとなっています。

この通知を受けて、熊本県教育会館で行っている教員免許状更新講習についても、講習開設者である星槎大学において講習の方法を変更する方向で検討を進めています。具体的な内容については決定次第、受講申込者には連絡があります。

